

りそな・TOPIXオープン

目論見書の訂正部分

「りそな・TOPIXオープン」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 16 年 10 月 15 日に関東財務局長に提出しており、また、同法第 7 条に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成 16 年 10 月 22 日に関東財務局長に提出し、平成 16 年 10 月 31 日にその届出の効力が生じております。なお、同法第 7 条に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成 16 年 11 月 19 日および平成 17 年 8 月 18 日に関東財務局長に提出しております。

- 当ファンドは、主として値動きのあるマザーファンドに投資します。
マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。これにより当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- 当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
- 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

平成 17 年 8 月 18 日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、目論見書の記載内容のうち、一部について新しい内容に改めます。

【訂正箇所および訂正後の内容】

第二部 ファンド情報

第 1 ファンドの状況

2 投資方針

(2) 投資対象（以下の内容に訂正します）……………（目論見書 P7）

（前略）

②投資の対象とする資産の種類（約款第 19 条）

投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
3. 有価証券オプション取引にかかる権利
4. 外国市場証券先物取引にかかる権利
5. 金銭債権
6. 約束手形（証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます。）
7. 金融先物取引のうち取引所金融先物取引等にかかる権利
8. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 4 条第 6 号で定める「スワップ取引」に限ります。）にかかる権利
9. 金銭を信託する信託（信託財産を主として前記 1. から 8. に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）の受益権

（後略）

(5) 投資制限（以下の内容に訂正します）……………（目論見書 P11～12）

（前略）

⑫資金の借入れ（約款第 35 条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- 3) 借入金の利息は信託財産の中から支払います。

（後略）

5 運用状況（以下の内容に訂正します）……………（目論見書 P19）

(1) 投資状況

平成 17 年 6 月 30 日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
りそな・日本株式インデックス・マザーファンド受益証券	日本	792,009,959	99.24
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	6,067,677	0.76
合計（純資産総額）	—	798,077,636	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）

<りそな・日本株式インデックス・マザーファンド>

平成 17 年 6 月 30 日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	2,028,518,070	93.95
株価指数先物（買建）	日本	129,195,000	5.98
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,426,146	0.07
合計（純資産総額）	—	2,159,139,216	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注）株価指数先物の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(2) 運用実績

①純資産の推移

平成 17 年 6 月 30 日（直近日）現在、ファンド設定時からの各月末におけるファンドの純資産総額および基準価額（1 万口当りの純資産額）の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
平成16年11月末日	58	—	9,896	—
12月末日	221	—	10,361	—
平成17年1月末日	290	—	10,329	—
2月末日	389	—	10,599	—
3月末日	599	—	10,703	—
4月末日	714	—	10,232	—
5月末日	756	—	10,358	—
6月30日（直近日）	798	—	10,666	—

②分配の推移

該当事項はありません。

③収益率の推移

該当事項はありません。

(3) 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
平成16年11月19日～平成17年6月30日	938,277,782	190,032,708

第2 ファンドの経理状況 (以下の内容を追加します) …………… (目論見書 P27)

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という)に基づいて作成しております。
- なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期中間計算期間(平成16年11月19日から平成17年5月18日まで)の中間財務諸表については、新日本監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年7月15日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

水守 理智 

業務執行社員 公認会計士

上林 敏子 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・TOPIX オープンの平成16年11月19日から平成17年5月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・TOPIX オープンの平成17年5月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成16年11月19日から平成17年5月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

りそな・TOPIXオープン

(1) 中間貸借対照表

科目	当中間計算期間末 (平成17年5月18日現在) 金額(円)
資産の部	
I 流動資産	
コール・ローン	2,542,534
親投資信託受益証券	729,208,980
流動資産合計	731,751,514
資産合計	731,751,514
負債の部	
I 流動負債	
未払受託者報酬	198,220
未払委託者報酬	991,056
その他未払費用	9,853
流動負債合計	1,199,129
負債合計	1,199,129
純資産の部	
I 元本	
元本	727,721,081
II 剰余金	
中間期末剰余金	2,831,304
純資産合計	730,552,385
負債・純資産合計	731,751,514

(2) 中間損益及び剰余金計算書

科目	当中間計算期間 自 平成16年11月19日 至 平成17年5月18日 金額(円)
経常損益の部	
営業損益の部	
I 営業収益	
受取利息	8
有価証券売買等損益	△24,693,020
営業収益合計	△24,693,012
II 営業費用	
受託者報酬	198,220
委託者報酬	991,056
その他費用	9,853
営業費用合計	1,199,129
営業損失	25,892,141
経常損失	25,892,141
中間純損失	25,892,141
III 一部解約に伴う中間純利益分配額	1,127,081
IV 期首剰余金	—
V 剰余金増加額	34,608,309
(当中間期追加信託に伴う剰余金増加額)	(34,608,309)
VI 剰余金減少額	4,757,783
(当中間期一部解約に伴う剰余金減少額)	(4,757,783)
VII 分配金	—
VIII 中間期末剰余金	2,831,304

重要な会計方針

項目	当中間計算期間
	自 平成 16 年 11 月 19 日 至 平成 17 年 5 月 18 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は、移動平均法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間計算期間末 (平成 17 年 5 月 18 日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	52,143,988 円
期中追加設定元本額	812,620,125 円
期中一部解約元本額	137,043,032 円

(中間損益及び剰余金計算書関係)

当中間計算期間 自 平成 16 年 11 月 19 日 至 平成 17 年 5 月 18 日	
1. 受託会社との取引高	
営業取引 (受託者報酬)	198,220 円
2. 分配金の計算過程	
該当事項はありません。	

(有価証券関係)

当中間計算期間 (自 平成 16 年 11 月 19 日 至 平成 17 年 5 月 18 日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間計算期間 (自 平成 16 年 11 月 19 日 至 平成 17 年 5 月 18 日)
該当事項はありません。

(一口当たり情報)

当中間計算期間末 (平成 17 年 5 月 18 日現在)	
中間期末一口当たり純資産額	1.0039 円

(重要な後発事象)

当中間計算期間 (自 平成 16 年 11 月 19 日 至 平成 17 年 5 月 18 日)
該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

科 目	(平成 17 年 5 月 18 日現在) 金額(円)
資産	
コール・ローン	261,959,901
株式	1,743,800,552
未収入金	14,300
未収配当金	8,571,612
未収利息	7
差入委託証拠金	12,560,000
資産合計	2,026,906,372
負債	
派生商品評価勘定	11,286,297
負債合計	11,286,297
元本	2,073,304,609
中間欠損金	57,684,534
純資産合計	2,015,620,075
負債・純資産合計	2,026,906,372

重要な会計方針

項目	自 平成 16 年 11 月 19 日 至 平成 17 年 5 月 18 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

	(平成 17 年 5 月 18 日現在)
1. 本半期報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,287,992,367 円
同期中における追加設定元本額	851,525,017 円
同期中における一部解約元本額	66,212,775 円
同期末における元本の内訳	
ファンド名 りそな・TOPIXオープン	750,060,667 口
りそな・TOPIXインデックス・オープン	1,286,132,820 口
りそな・日本株式インデックス・ファンド	37,111,122 口
計	2,073,304,609 口

(一口当たり情報)

	(平成17年5月18日現在)
一口当たり純資産額	0.9722 円

2 ファンドの現況 (以下の内容に訂正します) (目論見書 P27)

(1) 純資産額計算書

平成17年6月30日現在

I 資産総額	806,348,362 円
II 負債総額	8,270,726 円
III 純資産総額 (I - II)	798,077,636 円
IV 発行済口数	748,245,074 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0666 円
(1万口当たりの純資産額)	10,666 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

平成17年6月30日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・日本株式 インデックス・ マザーファンド	765,967,079	1.0053	770,026,705	1.0340	792,009,959	99.24

*全1銘柄

*投資比率はファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

*投資信託受益証券の数量は、所有口数を表示しております。

(3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) りそな・日本株式インデックス・マザーファンド

(1) 純資産額計算書

平成17年6月30日現在

I 資産総額	2,165,839,216 円
II 負債総額	6,700,000 円
III 純資産総額 (I - II)	2,159,139,216 円
IV 発行済口数	2,088,108,208 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0340 円
(1万口当たりの純資産額)	10,340 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

平成17年6月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量(株)	帳簿金額		時価評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	19,900	3,882.98	77,271,400	3,970.00	79,003,000	3.66
2	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	270	167,959.42	45,349,044	164,000.00	44,280,000	2.05
3	日本	株式	三菱東京フィナンシャル・グループ	銀行業	36	900,263.33	32,409,480	941,000.00	33,876,000	1.57
4	日本	株式	みずほフィナンシャル	銀行業	66	493,910.90	32,598,120	502,000.00	33,132,000	1.53

			ルグループ							
5	日本	株式	キヤノン	電気機器	4,800	5,769.58	27,694,000	5,840.00	28,032,000	1.30
6	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	5,100	5,243.13	26,740,000	5,470.00	27,897,000	1.29
7	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	24,900	1,062.30	26,451,400	1,098.00	27,340,200	1.27
8	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	4,800	5,198.54	24,953,000	5,500.00	26,400,000	1.22
9	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	34	673,334.64	22,893,378	750,000.00	25,500,000	1.18
10	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	53	441,049.20	23,375,608	475,000.00	25,175,000	1.17
11	日本	株式	松下電器産業	電気機器	13,000	1,612.46	20,962,000	1,683.00	21,879,000	1.01
12	日本	株式	ソニー	電気機器	5,500	4,067.54	22,371,500	3,820.00	21,010,000	0.97
13	日本	株式	東京電力	電気・ガス業	7,400	2,524.32	18,680,000	2,645.00	19,573,000	0.91
14	日本	株式	ヤフー	情報・通信業	83	219,975.50	18,257,967	233,000.00	19,339,000	0.90
15	日本	株式	UFJホールディングス	銀行業	28	550,519.14	15,414,536	578,000.00	16,184,000	0.75
16	日本	株式	セブン-イレブン・ジャパン	小売業	4,600	3,057.13	14,062,800	3,080.00	14,168,000	0.66
17	日本	株式	ミレアホールディングス	保険業	9	1,449,855.33	13,048,698	1,490,000.00	13,410,000	0.62
18	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	10,000	1,338.20	13,382,000	1,327.00	13,270,000	0.61
19	日本	株式	三菱商事	卸売業	8,600	1,405.43	12,086,700	1,508.00	12,968,800	0.60
20	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	22	539,169.63	11,861,732	570,000.00	12,540,000	0.58
21	日本	株式	日立製作所	電気機器	18,000	628.66	11,316,000	674.00	12,132,000	0.56
22	日本	株式	デンソー	輸送用機器	4,800	2,467.60	11,844,500	2,525.00	12,120,000	0.56
23	日本	株式	関西電力	電気・ガス業	5,300	2,074.30	10,993,800	2,230.00	11,819,000	0.55
24	日本	株式	KDDI	情報・通信業	23	503,000.00	11,569,000	513,000.00	11,799,000	0.55
25	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	3,100	3,923.17	12,161,827	3,790.00	11,749,000	0.54
26	日本	株式	中部電力	電気・ガス業	4,000	2,512.00	10,048,000	2,660.00	10,640,000	0.49
27	日本	株式	シャープ	電気機器	6,000	1,654.00	9,924,000	1,734.00	10,404,000	0.48
28	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	12	838,678.83	10,064,146	857,000.00	10,284,000	0.48
29	日本	株式	富士写真フイルム	化学	2,800	3,433.57	9,614,000	3,570.00	9,996,000	0.46
30	日本	株式	信越化学工業	化学	2,300	3,982.69	9,160,200	4,210.00	9,683,000	0.45

*上位30銘柄

*投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

平成 17 年 6 月 30 日現在

種類	地域	業種	投資比率(%)
株式	日本	電気機器	12.60
		銀行業	9.66
		輸送用機器	9.52
		情報・通信業	7.36
		化学	5.18
		小売業	4.65
		医薬品	3.89
		電気・ガス業	3.82
		機械	3.74
		卸売業	3.57
		陸運業	2.94
		食料品	2.77
		その他金融業	2.71
		建設業	2.24
		保険業	2.08
		証券、商品先物取引業	1.81
		鉄鋼	1.79
		不動産業	1.73
		サービス業	1.68
		その他製品	1.63
		精密機器	1.19
		繊維製品	1.16
		ガラス・土石製品	1.07
		非鉄金属	0.95
		石油・石炭製品	0.87
		ゴム製品	0.68
		金属製品	0.62
		海運業	0.50
		パルプ・紙	0.44
		鉱業	0.40
空運業	0.31		
倉庫・運輸関連業	0.31		
水産・農林業	0.10		
合計			93.95

*投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額比率です。

(3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

平成 17 年 6 月 30 日現在

種別	取引所	数量 (枚)	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
東証株価指数先物取引 (買建)	東京	11	126,196,550	129,195,000	5.98
合計		11	126,196,550	129,195,000	5.98

*投資比率は、純資産総額に対する評価額比率です。

*株価指数先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

新	旧
<p>【投資の対象とする資産の種類】 第 19 条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。</p> <p>1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)</p> <p>イ. 有価証券 ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利 ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利 ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利 ホ. 金銭債権 ヘ. 約束手形(証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます。) ト. <u>金融先物取引のうち取引所金融先物取引等</u>にかかる権利 チ. 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 4 条第 6 号で定める「スワップ取引」に限ります。)にかかる権利 リ. 金銭を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。)の受益権</p> <p>(以下略)</p>	<p>【投資の対象とする資産の種類】 第 19 条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。</p> <p>1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)</p> <p>イ. 有価証券 ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利 ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利 ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利 ホ. 金銭債権 ヘ. 約束手形(証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます。) ト. <u>金融先物取引等</u>にかかる権利 チ. 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 4 条第 6 号で定める「スワップ取引」に限ります。)にかかる権利 リ. 金銭を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。)の受益権</p> <p>(以下略)</p>
<p>【資金の借入れ】 第 35 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。</p> <p>② (略)</p> <p><u>< 削除 ></u></p> <p>③借入金の利息は信託財産中より支弁します。</p>	<p>【資金の借入れ】 第 35 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、<u>または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て</u>を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。</p> <p>② (略)</p> <p>③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。</p> <p>④借入金の利息は信託財産中より支弁します。</p>

りそな・TOPIXオープン

目論見書の訂正部分

「りそな・TOPIXオープン」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 16 年 10 月 15 日に関東財務局長に提出しており、また、同法第 7 条に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成 16 年 10 月 22 日に関東財務局長に提出し、平成 16 年 10 月 31 日にその届出の効力が生じております。なお、同法第 7 条に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成 16 年 11 月 19 日に関東財務局長に提出しております。

- 当ファンドは、主として値動きのあるマザーファンドに投資します。
マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。
これにより当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- 当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
- 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

平成 16 年 11 月 19 日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、目論見書の記載内容のうち、一部について新しい内容に改めます。

【訂正箇所及び訂正後の内容】

下線部は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

(5) 発行価格…………… (目論見書 P1)

(前略)

②継続募集期間

取得申込受付日の基準価額*とします。

(中略)

基準価額は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。）あるいは販売会社（お申込み窓口等）にお問い合わせ下さい。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊（当ファンドは「SGアセット」欄で「TOPX」と表示されます。）に掲載されます。

(後略)

第二部 ファンド情報

第 1 ファンドの状況

6 管理及び運営

(1) 資産管理等の概要…………… (目論見書 P20)

①資産の評価

(前略)

2) 基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、委託会社*または販売会社にお問い合わせ下さい。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊（当ファンドは「SGアセット」欄で「TOPX」と表示されます。）に掲載されます。

(後略)